4.1.3　ＭＡＲＰＯＬ条約附属書Ⅴの第４規則から第６規則までの規定に基づき廃物を海洋へ排出する場合

4.1.3.1　排出の日時

4.1.3.2　船舶の位置（緯度及び経度）

注　貨物の残留物の排出については、その排出の開始位置及び終了位置を記録する。

4.1.3.3　排出された廃物の種類

4.1.3.4　種類ごとの排出見積量（立方メートル単位）

4.1.3.5　作業の担当職員の署名

4.1.4　事故その他の理由による例外的な廃物の海洋への排出又は流失（ＭＡＲＰＯＬ条約附属書Ⅴ第７規則に基づくものを含む。）

4.1.4.1　発生した日時

4.1.4.2　発生した時の港湾及び発生時刻における船舶の位置（判明している場合には、緯度、経度及び水深）

4.1.4.3　排出し、又は流失した廃物の種類

4.1.4.4　種類ごとの見積量（立方メートル単位）

4.1.4.5　排出又は流失の原因及び一般的記述

4.2　廃物の量

船上の廃物の量は、可能な場合には種類ごとに別個に、立方メートル単位で見積もられるべきである。廃物記録簿には、廃物の見積量についての詳細な言及を含むものとする。廃物の見積量の正確さは、解釈に委ねられているものと認められる。体積の見積りは、処理の前後で異なつてくる。処理方法の中には、利用可能な体積の見積りを定めることができないもの（例えば、食物くずの連続処理）もあり得る。記録の記載及び解釈に当たつては、このような要素も考慮されるべきである。

廃物排出の記録

船名：……

船舶番号又は信号符字：……

国際海事機関船舶識別番号：……

廃物の種類：

Ａ．プラスチック
Ｂ．食物くず
Ｃ．船内の廃棄物
Ｄ．調理油
Ｅ．焼却炉の灰
Ｆ．運航に関連して生ずる廃棄物
Ｇ．貨物の残留物
Ｈ．動物の死体
Ｉ．漁具

新たな表の様式は次のとおりとする。

日　時	船舶の位置／記述（例えば、偶発的な流失）	種　類	排出又は焼却の見積量	海洋への排出	受入施設の利用	焼　却	証明／署名

船長の署名：……　日付：……

○財務省告示第三百三号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年八月十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年九月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	十七億円	百円七十五銭
〃	第十二回	二億円	百円四十九銭
〃	第十三回	九億円	百円十五銭
〃	〃	二億円	百円十六銭
〃	〃	二億円	百円十七銭
〃	〃	五億円	百円十八銭
〃	第十四回	三億円	百円二十銭
〃	〃	二十九億円	百円二十五銭
〃	第二十回	七十八億円	百一円十銭
〃	〃	百十億円	百一円十四銭
〃	第二十一回	二百二億円	百一円五十銭
〃	〃	四十億円	百一円五十四銭
〃	第二十二回	二億円	百一円二十五銭
〃	〃	十九億円	百一円二十八銭
〃	〃	七億円	百一円三十銭
〃	第二十三回	九十一億円	百一円九十銭
〃	〃	二百億円	百一円九十五銭
〃	第二十四回	四億円	百一円三十三銭
〃	第二十五回	二十一億円	百一円三十八銭
〃	〃	八億円	百一円四十銭
〃	第二十六回	八億円	百円九十銭
〃	第二十七回	二百億円	百円六十二銭
〃	〃	十一億円	百円六十五銭
〃	〃	四十億円	百円七十銭